

宗教系専門学校誕生の歴史的経緯

— 明治期文部行政を手がかりに —

研究員 江島 尚俊

本発表では、宗教系学校が明治期の文部行政のなかでどのように位置づけられ、如何なる経緯で正式な高等教育機関（専門学校）として認可されたのかを明治二十年代、三十年代に着眼し明らかにしていきたい。

筆者は以前の論稿において、明治初期には大学や専門学校から（宗教）が排除されていったことを明らかにした（拙稿「近代日本の高等教育における教育と教化」『近代日本の大学と宗教』法蔵館、二〇一四）。しかし実際には、明治後期には宗教系の専門学校が、大正期になると宗教系の大学が誕生している。ここには、高等教育機関を認可する文部省の政策転換があったと推測せざるを得ない。本発表では、その転換過程をみていきたいと考えている。

① 「専門学校令案」における「宗教専門学校」

明治二二、二三年頃の作案と推定されている「専門学校令案」の中には「宗教専門学校」という語句が盛り込まれていた。この学校は「僧侶ヲ養成スル専門学校」と定義されている。神道でもキリスト教でもなく、仏教にのみ専門学校を設立することを許可していたのであった。ただし、ここでの「宗教専門学校」は文部省管轄ではなく、その責任のすべてを「管長」に委ねていた。「管長」を監督する

のは内務省であったことから、「宗教専門学校」は内務省管轄として想定されていたことが推定される。つまり、この時期の文部省は、宗教系学校を正規の学校法体系のなかに位置づけようとする姿勢を有していなかったと言えるのである。

② 文部省による宗教系学校の取り込み

文部省の宗教系学校に対する忌避姿勢は、明治二十年代後半になると大きく変化する。当時は、宗教系学校を含めた「各種学校」が乱立していたため、官公立中心の学校体系ではもはや対応できなくなっていたからである。そのような中、文相に就任したのが井上毅であった。井上文政下において作案された法案の一つに「私立学校監督條規」がある。ここでは、宗教系学校を明確に定義した上で、正規の学校には（宗教者養成を目的とする学校）を含めないが、宗教を学科の一部として教授する学校は含めるとしていた。これは、文部省が宗教系学校に対して積極的に関与しようとした第一歩と言える法案であった。その後、西園寺公望が文相となった際には、「勅令第 号案 学校令」が作案されている。この法案の中では、「宗教学校」を「僧侶教師ヲ養成スル為ニ設置スルモノ若クハ宗教上ノ教義ヲ学科ノ一部ニ加フル者」（第五条）と定義し、私立学校として認めるとしていた。しかしその後には作案された「勅令第 号案 諸学校令通則」においては、宗教者養成専門の学校は私立学校として認めないという姿勢に変化している。そ

して最終的には、明治三二年八月の私立学校令、および文部省訓令第一二号（宗教教育の禁止）として決着してゆく。つまり、学校において宗教者養成のみならず、宗教の教育全般が禁止されたのであった。

③専門学校令と宗教

私立学校に高等教育機関としての途を開いた「専門学校令」では、草案段階から「法学、医学、…宗教等専門ノ學術芸ヲ教授スル所」と定義され、宗教を学術的な立場から教授することが可能な学校として想定されていた。ただし専門学校への昇格を目指す学校は、私立学校令および訓令第一二号を必ず通過してくる。ゆえに、宗教教育を行なっていないことが前提であった。文部省としても宗教教育、特に宗教者養成を行なっていないのであれば宗教系学校であったとしても専門学校として認可して良いという理屈になる。専門学校令公布後、続々と宗教系専門学校は誕生していく。ただし、文部行政上、それらは宗教者養成ではなく、宗教を学科の一部として教授する学校として位置づけられていたのであった。